

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成23年3月17日(2011.3.17)

【公開番号】特開2008-209110(P2008-209110A)

【公開日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-036

【出願番号】特願2008-43294(P2008-43294)

【国際特許分類】

F 24 H 1/10 (2006.01)

A 47 J 31/56 (2006.01)

A 47 J 27/21 (2006.01)

【F I】

F 24 H 1/10 C

A 47 J 31/56

A 47 J 27/21 101K

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月28日(2011.1.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コーヒーメーカに用いられる瞬間湯沸かし器式の連続ヒータであって、熱伝導性の材料から成る、流体を案内する管(7)が設けられており、該管(7)がヒートエレメント(6)に結合されている形式のものにおいて、流体を案内する管(7)が、平坦な面(11)を有しており、該平坦な面(11)にサーモスタッフ(17)が組み付けられていることを特徴とする、瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。

【請求項2】

前記平坦な面(11)が、円弧状に湾曲させられた当該瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ(1)の内側に配置されている、請求項1記載の瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。

【請求項3】

前記平坦な面(11)が、角隅範囲に配置された2つの材料厚肉成形部により形成されており、流体を案内する管(7)が、前記平坦な面(11)と材料厚肉成形部とに隣接して均一な肉厚さを持って横断面リング形に形成されている、請求項1または2記載の瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。

【請求項4】

流体を案内する管(7)と、ヒートエレメント(6)のハウジング(12)とが、結合ウェブ(8)を介して互いに結合されており、流体を案内する管(7)と、ヒートエレメント(6)のハウジング(12)とが、金属から一体に製造されている、請求項1から3までのいずれか1項記載の瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。

【請求項5】

コーヒーメーカに用いられる瞬間湯沸かし器式の連続ヒータであって、熱伝導性の材料から成る、流体を案内する管(7)が設けられており、該管(7)がヒートエレメント(6)に結合されている形式のものにおいて、ヒートエレメントの、流体を案内する管(7)寄りの側にエネルギー蓄え体として材料厚肉成形部(20)が設けられていることを特徴とする、請求項1から4までのいずれか1項記載の瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。

【請求項 6】

材料厚肉成形部（20）により平坦な面（10）が形成されており、該平坦な面（10）が、サーモスタッフ（17）を備えた、流体を案内する管（7）に設けられた平坦な面（11）に対して平行に延びている、請求項5記載の瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。

【請求項 7】

ヒートエレメント（6）に設けられた材料厚肉成形部（20）による平坦な面（10）と、サーモスタッフ（17）を備えた平坦な面（11）とが、同一の平面に沿って配置されている、請求項5または6記載の瞬間湯沸かし器式の連続ヒータ。